令和７年度

滋賀ゆかりの地における関係人口創出事業に向けた

プロポーザル実施要領

１　目的

滋賀ゆかりの地である「紀尾井町」周辺において、滋賀県の魅力発信イベントを開催し、滋賀県の変わらない魅力と旬なテーマをアピールすることにより、首都圏の一角で確実に「滋賀県」を認識させる。

　　また、多くの方にイベントに参加いただき、滋賀県の魅力に触れてもらい、首都圏をはじめとする県外の方に対して情報が届くよう戦略的かつ実効性のある発信を行い、イベントへの参加を促すとともに、滋賀県への誘いを行うため、標記業務委託の受託予定者を決定する公募型プロポーザルを実施する。

２　業務の概要

（１）業務名

令和７年度滋賀ゆかりの地における関係創出事業業務

（２）業務の内容

別添仕様書のとおり

（３）契約の期間

契約締結日から令和８年（2026年）３月31日まで

（４）予定価格

4,169,000円（消費税および地方消費税を含む）

３　参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（２）滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

（３）滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

（４）滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】大分類：「役務」　中分類：「イベント」または「広告」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577　 大津市京町四丁目1-1 TEL：077-528-4314

４　説明会の日時、場所等

　説明会は実施しない。

５　公募型プロポーザルに係る質問および回答について

（１）質問方法

質問は、質問票（様式１）により電子メールで受け付ける。

※審査の内容に関しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

（２）質問票提出期限

令和７年（2025年）９月19日（金） 正午まで

（３）質問に対する回答

事業者からの質問および回答は、随時、滋賀県東京本部のホームページ上で回答する。なお、最終回答は９月25日（木）を目途とする。

https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/sougoukikakubu/tokyouhonbu/index.html

（４）質問票の提出先

下記「７」に同じ

６　応募方法

参加を希望する事業者は、プロポーザル応募申込書（様式２）、企画提案書（任意様式）、経費見積書（任意様式）を作成し、期日までに提出すること。

（１）提出期限：令和７年（2025年）10月１日（水）正午まで

（２）提出方法：持参（平日午前９時から午後５時まで）または郵送（書留郵便に限る）

（３）提出先：下記「７」の担当部署まで

※企画提案書は、別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成し、提出すること。

※経費見積書は、「滋賀ゆかりの地における関係人口創出事業」業務委託仕様書に掲げる業務について、着手から完了まで全ての事業実施に要する経費とその内訳を明記すること。なお、事業費と管理運営費は分けて記載すること。また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

７　担当部署

〒102-0093　東京都千代田区平河町２-６-３　都道府県会館８階

滋賀県東京本部　担当：川上

TEL：03-5212-9107 E-mail：ca30@pref.shiga.lg.jp

８　審査

（１）審査方法

審査会において、審査基準に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を当該業務の契約予定者とする。

（２）書類審査

　　　提出されたすべての提案について、３に掲げる参加資格の確認を行うとともに、６に掲げる提出書類の適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者を審査会への参加候補から除外する。

上記の結果、プレゼンテーション審査参加候補事業者が４事業者を超える場合は、審査員３名により、プレゼンテーション審査の審査方法に準じて企画内容を書類審査し、点数の高い順に４事業者までをプレゼンテーション審査参加候補とする。

（３）プレゼンテーション審査会

設置：３名の委員をもって設置する。

日時：令和７年（2025年）10月６日（月）13時（予定）

場所：滋賀県東京本部

（東京都千代田区平河町２丁目６－３　都道府県会館８階）会議室

※詳細な時間や場所等は、参加事業者に別途通知する。

（４）審査基準

　　審査会において、審査基準に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を当該業務の契約予定者とする。ただし、審査員の平均採点が60点未満の場合は、契約予定者としない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 着眼点 | 評価点 |
| 1. 企画書 | 　幅広い年代に参加してもらうための周知方法の工夫がなされているか。 | 15点 |
| 　参加者の応募方法について、応募がしやすい工夫がなされているか。 | 10点 |
| 趣旨に沿った講師を想定しているか。 | 15点 |
| 専門的知識やノウハウを有しているか | 10点 |
| 業務目的を的確に理解しているか。 | 7点 |
| 2.実績・実現性 | スケジュール配分は妥当なものか。 | 15点 |
| スタッフの人員配置や実績が適正かつ信頼できるものとなっているか。 | 10点 |
| 3.経済性 | 業務内容に見合った経費が見積もられているか。予定価格の 80％未満 　　　　…　10点予定価格の 80％以上 85％未満…　 8点予定価格の 85％以上 90％未満…　 6点予定価格の 90％以上 95％未満…　 4点予定価格の 95％以上 　　　　…　 1点 | 10点 |
| 4. 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 　1点 |
| 5. 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。 | 1点 |
| 6. 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1点 |
| 7. 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1点 |
| 8. 「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。①国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ14001に適合している旨の認証②一般財団法人持続性推進機構（平成23年９月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録③特定非営利活動法人ＫＥＳ環境機構の実施するＫＥＳ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 | 1点 |
| 9. 県内に本店を有する事業者であるか | 3点 |
| 合　計　 | 100点 |

（５）審査結果の通知

企画提案の採否について、文書で採用または不採用の通知を行う。

（６）その他

契約締結交渉の相手方に選定されなかった提案書は、通知を受けた日から起算して７日以内に書面（任意の様式）により、滋賀県東京本部に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

滋賀県東京本部は、説明を求める書面を受け取った日から起算して７日以内に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

９　契約相手方の決定方法

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、滋賀県東京本部と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば契約の相手方として決定する。

なお、契約予定者が年度途中に業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

10　その他留意事項

（１）公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。

（２）プロポーザルの参加にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。

（３）提出された企画提案書等は返却しない。

（４）企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

（５）企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。

（６）本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。

（７）本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りではない。

（８）受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに監督職員に報告を行うものとする。

（９）本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。